

区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいの通信

平成30年4月

第1号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

使用料のお支払いは簡単・便利・確実な  
口座振替をご利用ください。

- ◆口座振替をご利用いただくと、金融機関へお出かけにならず、お支払いができます。
- ◆口座振替日は、毎月1回、原則として月の末日です。  
(末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日です。)
- ◆納付書払いから口座振替への手続きについては、下記の窓口センターへご連絡ください。

## ◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

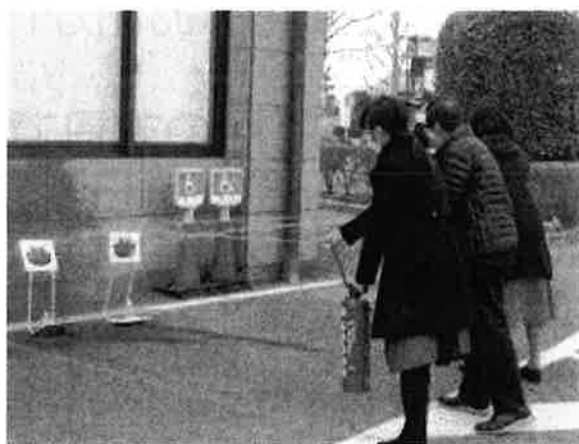
※世田谷区営住宅等の管理を始めて2年目を迎えました。  
これからもお住まいの皆様へ寄り添って管理を続けて参ります。お困りごとや相談ごとなどがございましたら、上記までご連絡ください。

営業時間：午前8時30分～午後6時まで

## 消防訓練の実施について

火災や災害は自分の身の回りで、いつ起こるかわかりません。

消防訓練を行うことで、防火意識を高めるとともに、災害時の行動を身につけ、災害による被害を最小限に食い止めることが大切です。消防訓練は年 1 回以上行う必要があります。みなさんが中心となって定期的に訓練を行い、積極的に参加しましょう。



## 消防訓練の実施に際して

消防訓練を実施する際に、区営住宅等窓口センターへご連絡いただければ、管轄の消防署と打合せを行い、高齢者宅（ご希望される特にひとり住まいの方）を消防署員が訪問し、室内の火の元など安全確認を行っていただけます。

# 共用廊下・階段・ベランダの使用方法について

## 1. 共用廊下、階段に物を置くのはやめましょう

共用廊下や階段は重要な避難路です。荷物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

## 2. 戸境板等の付近に物を置かないようにしましょう

ベランダの戸境板や階下へ下りる避難ハッチは火災等があった場合の避難口として設置されています。それらの付近に物を置くと、避難の妨げになります。またベランダに物を置くと子供が登って転落事故の原因になります。

## 3. ふとんを干すときは落下や音に注意しましょう

ベランダでふとんを干すときは、必ずふとんばさみを使用し、落下防止に努めてください。また、ふとんをたたく音や綿ぼこりが発生します。近隣の方の迷惑にならないように注意してください。棚の上に物を置いたり、物をかけたりするのは、落下の危険があるのでやめましょう。



## 4. 共用廊下・階段・ベランダでの喫煙はできません

共用廊下・階段・ベランダでの喫煙は禁止されています。また、自室での喫煙も臭いや煙が近隣の方の迷惑になることがあります。タバコの火の不始末による火災も発生しています。近隣の方への配慮を心がけ、吸殻の処分にも十分注意しましょう。

# 蚊の発生しにくい環境を心がけましょう

近年、蚊の媒介する感染症が心配されます。夏場に向けて、感染症を未然に防ぐために、日頃から蚊の発生しにくい環境づくりに心がけましょう。

## 蚊の発生を抑えましょう

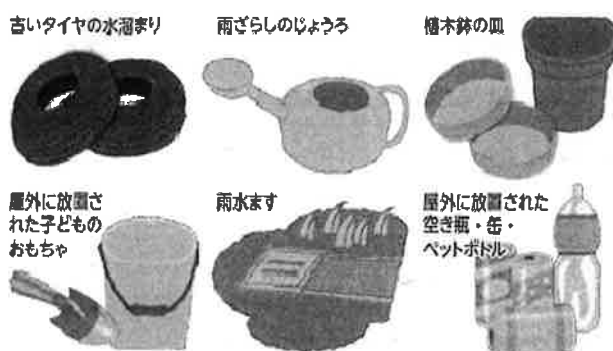
蚊は卵から成虫になるまで水中で生活します。ちょっとした水たまりがあれば場所を問わず卵を産んで十分生息できます。蚊を減らすには発生場所を無くすることが最も重要です。

## 雨水ます・排水ますは蚊が発生しやすい場所です



雨水ます・排水ますに水が溜まっていたら、自治会や住民の皆さんで話し合っ  
て薬剤などを散布しましょう。

## こんなところも要注意



## 蚊に刺されないためのポイント

- ◇屋外では、長袖シャツ、長ズボンを着用し、肌の露出を控えましょう。
- ◇風通しや日当たりの悪いやぶや草むらなどは、剪定・草取りをして風通し・日当たりを良くしましょう。
- また、やぶや草むらなどにむやみに入り込まないことも大切です。

区営・区立住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいの通信

平成30年8月

2018-第2号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

## 収入報告書をご提出いただきましたか

- ◎区営住宅等にお住まいの方にお願ひした収入報告書について、ご提出いただいた方、ご協力ありがとうございました。
- ◎ご提出がまだの方は、必ず提出してください。  
収入報告書は来年度の使用料(家賃)を決める重要な書類です。  
収入報告書が提出されない場合、近傍同種住宅の家賃(民間と同程度の高い家賃)になります。あらかじめご了承ください。

### ◆世田谷区営住宅等窓口センターのご案内◆

〒158-0097

世田谷区用賀4-13-3 用賀薬局ビル2階

電話 03-6805-6523

受付時間：午前8時30分～午後6時まで  
(土曜・日曜・祝日を除く)



# 電気の配線器具を点検しましょう

高温多湿のため感電や電気事故などが発生しやすい8月は「電気使用安全月間」です。皆さんも感電や火災を起こさないために、自宅の電気器具を自主的に点検しましょう。

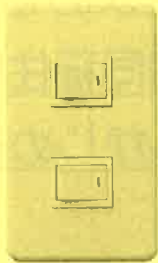
壁スイッチ、コンセント、プラグ、テーブルタップにも寿命があります。

使用頻度が高かったり、容量いっぱいで使用している場合や、高温多湿な場所、ホコリの多い場所などでは寿命が短くなります。

## ◇点検のポイント

### ◆壁スイッチ、コンセント

- ・カバー部分が熱くなっていないか。
- ・変色、膨れ、ヒビ割れなどがいないか。
- ・入切が異常に軽かったり重かったりしていないか。



### ◆プラグ、コード、テーブルタップ (コードセット)

- ・プラグやコードが使用中熱くなってないか。
- ・変色、膨れ、ヒビ割れなどがいないか。
- ・プラグの刃が変形していないか。
- ・刃の根本の樹脂が溶けたり焦げたりしていないか。



## ◇使用上の注意

- ・プラグはコンセントにしっかり差し込み、抜くときはコードを引っ張って抜いてはいけません。
- ・タコ足配線には十分注意しましょう。テーブルタップの容量を超えた電気器具の同時使用はとても危険です。
- ・長いコードを折り曲げて束ねたまま容量の大きな器具を使用すると、発熱して事故になることがあります。



## 家具転倒防止器具取付の支援をします

(区 防災街づくり課より)



対 象 者	① 65歳以上の方 ② 生活保護を受けている世帯 ③ その他身体障害者手帳の交付を受けている方など
支 援 内 容	取付費（器具代金含む）等、2万円分まで支援（2万円を超える部分は申請者の負担となります）。事前申請が必要です。申請書は、総合支所地域振興課、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター等で配布しています。支援は該当する住戸につき1回までです。同じ住宅ですでにこの支援を利用された方は、対象になりません。

お住まいの住宅の居室・寝室等にある家具について、地震時の転倒を防ぐため、区が委託している業者を派遣して、転倒防止器具を取り付けます。

(問い合わせ先)

防災街づくり課 耐震促進担当

電話 03-5432-2468

FAX 03-5432-3043

## 架空請求ハガキによる詐欺被害にご注意ください

(区 消費生活課より)

「法務省管轄支局 ○○センター」などと架空の組織をかたり、ウソの訴訟案件を記載したハガキを送りつけ、電話問い合わせをしてきた方から高額の金銭をだまし取る詐欺被害が多数発生しています。

身に覚えのない訴訟案件に関するはがきを受け取った場合は、そのはがきに記載されている電話番号には絶対に電話をかけないでください。

不安に思われるときは、消費生活センターへご相談ください。

世田谷区消費生活センター 相談専用電話 3410-6522

## 高齢者安心コールをご利用ください

(区 高齢福祉課より)

電話 5432-1010 FAX 5432-1030

### ①電話相談サービス<いつでもご利用可能・無料>

お困りごとの相談を、24時間365日電話でお受けいたします。  
ご高齢者のお困りごとや見守りに関するご相談・介護保険についての窓口を知りたいなどのお問合せも受け付けます。  
対象者/世田谷区内在住の65歳以上の方、ご親族やご近所の方

### ②ボランティアによる訪問援助サービス<事前登録制・実費相当分負担>

ボランティアが訪問し、電球の交換や簡単な荷物の移動、代筆、代読など簡単なお手伝いをいたします。  
対象者/世田谷区内在住の65歳以上で、  
ひとりでお住まいの方、高齢者のみの世帯の方  
日中ひとりで家にいる方

【担当】高齢福祉部 高齢福祉課

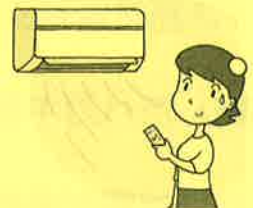
## 熱中症に注意しましょう

屋外で活動しているときだけでなく、室内で特に何もしていなくても熱中症を発症し、救急搬送されたり、死亡したりする事例が報告されています。

室内にいるときも注意が必要です。

### 熱中症の予防には・・・

- こまめな水分・塩分の補給
- 扇風機やエアコンを使った温度調整、こまめな室温確認
- 室温が上がりにくい環境の確保  
(換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水など)
- 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服を着用
- 保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却





区営住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいる通信

平成30年12月

第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

- ★年末年始業務のご案内 . . . . 1ページ
- ★窓の結露対策について . . . . 2ページ
- ★火災に注意しましょう . . . . 3ページ
- ★住宅敷地内は禁煙です  
保険の加入について . . . . 4ページ

## ◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休業：12月29日（土）～1月3日（木）

世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、受付いたします。なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。

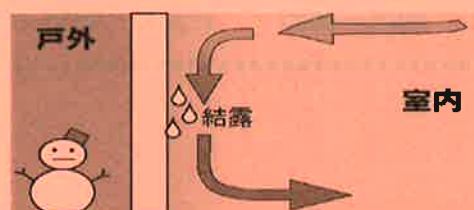
# 窓の結露対策について

冬になると、窓やサッシ周りにびっしりとつく結露ですが、カビやダニの発生によるアレルギーを引き起こしたり、家の腐食の原因になります。今回は冬の朝を憂鬱にする結露の対策方法をいくつか紹介します。

## 【結露の原因】

- ・室内と屋外の温度差
- ・室内の湿度が高いこと

できるだけ室内と屋外の温度差を少なくして、室内の湿度を下げれば結露の発生を抑えることができます。



## 【結露対策】

### 換気

湿気を家の中から追い出すため、換気扇を回しましょう。特に料理中や入浴や室内干しをしている時には、必ず換気扇をつけるようにしてください。



### 除湿

除湿機や除湿剤を使って、部屋の湿気を吸い取ります。押し入れなど狭いところは除湿剤を、部屋全体は除湿機を使うと良いでしょう。

### 断熱

断熱シート（ホームセンター等で販売）を窓に貼ることで外の冷たい空気が入って来なくなり、結露を防げます。一般的な緩衝材（いわゆるプチプチ）でも代用することができます。

### 室温

寒い冬は室温を上げすぎると結露の原因になります。温め過ぎには注意しましょう。

### 洗剤で拭き上げる

食器用の洗剤を10倍～20倍の水で薄めた液で結露しやすい部分を拭き上げるという方法もあります。食器用洗剤には水をはじく成分が含まれているので長続きはしませんが、定期的に拭き上げてみてください。

# 火災に注意しましょう！

冬になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります

調理中の出火、たばこ、火遊び、暖房・電気器具による火災が多く発生しています。それぞれの対応策をご紹介します。お住まいの皆様一人ひとりが注意をし、火災を防ぎましょう。



## 調理時には火の元から目を離さずに

「鍋の火のかけっ放し」等、調理時の不注意による火災が発生しています。特に天ぷら油を加熱し続け、温度が360℃前後になると油自体が自然発火するので大変危険です。調理時には火のそばから離れず、離れる時は必ず火を止めるようにしてください。

## たばこの吸い殻の処理は適切に

吸い殻を完全に消化しなかったために出火したものなど、吸い殻の不適切な処理による火災が発生しています。



## ライター等の管理は慎重に

子供のライター等による火遊びが原因で火災が発生することがあります。ライター等は、子供の目に触れない場所や手の届かない場所で厳重に管理しましょう。

## 暖房器具の使用は適切に

暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。取扱説明書など読み、器具の正しい使い方を知るとともに、安全に対する知識を深めましょう。

- ・洗濯や燃えやすい物の近くでは電気ストーブも火災の危険あり。
- ・就寝、外出時は暖房器具のスイッチはきる。

## 放火を防ぐために

放火も火災の原因の中で多くを占めます。放火を防ぐための4つのポイントを紹介するので、チェックしましょう。

- ・廊下など共用部分に物を置かない。
- ・郵便受けに郵便物やチラシ類を残さない。不要なチラシ類を玄関ホール付近に捨てない。
- ・収集日の朝以外にごみを出さない。
- ・自転車のかごに燃えやすい物を入れたままにしない。



## 住宅敷地内は禁煙です



この10月に「世田谷区たばこルール」が策定され、たばこマナーが向上するまちづくりが進んできています。

世田谷区内の道路や公園は指定喫煙場所を除き禁煙です。

区営住宅等においては、共用部は禁煙として、喫煙はお住まいの部屋の中でお願いたします。専用として使用している部分であっても、各住戸のベランダやバルコニーは禁煙とします。ご理解とご協力をお願いします。

## 保険の加入について

漏水事故を起こした場合に、保険に加入していませんと、階下に被害を与えた復旧費用（室内のリフォーム修繕費用）は自己負担となります。

保険は、火災保険の特約（セット加入）が可能です。保険の内容等については様々な保険を取り扱っている『ほけんの窓口』にて無料で相談できますので、保険に加入されていない方は、お問い合わせをしてみてください。

**ほけんの窓口 三軒茶屋キャロットタワー店**

**03-5779-9190**

区立高齢者借上げ集合住宅にお住まいのみなさまへの広報誌

# 住まいる通信

平成30年12月

第3号

世田谷区営住宅等指定管理者 株式会社東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター  
TEL 6805-6523 FAX 6805-6573 <http://setagayakuei.jutaku.jp/>

## 《ご注意とお願い》

- ★年末年始業務のご案内 . . . . . 1ページ
- ★収入額報告書の提出について . . . . . 2ページ  
使用料通知書の配布について
- ★窓の結露対策について . . . . . 3ページ
- ★住宅敷地内は禁煙です . . . . . 4ページ  
保険の加入について

### ◆年末年始業務のご案内◆



年末年始休業：12月29日（土）～1月3日（木）

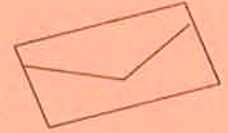
世田谷区営住宅等窓口センター

電話 03-6805-6523

※緊急事態が発生した場合などは、上記に連絡いただければ、(株)東急コミュニティー設備緊急センターに自動転送され、受付いたします。なお、入居者負担となるものは、出動1回につき1万5千円（税別）と修理費用が発生する場合がございます。



## 収入額報告書等の用紙を送ります



1月中旬以降に書類をお送りします。

集合ポストを忘れずにご確認ください。

高齢者借上げ集合住宅の使用料（家賃）は、お住まいの方の収入に応じて決定します。その為、毎年1月に収入を証明する書類や医療費領収書等の控除書類を添付した収入額報告書を提出していただいています。

ご提出いただいた『収入額報告書』等に基づき平成31年4月から平成32年3月までの1年間の使用料を算出しますので、必ずご提出ください。

◆提出期限 平成31年1月31日（木）必着◆



## ご注意

収入額報告書を提出されない、提出された書類に不備・不足があり、提出が完了されない場合は、収入状況にかかわらず4月から使用料の減額を受けられなくなります。

## 新しい使用料の通知について



平成31年4月からの使用料、『平成31年度

収入額認定通知書』等は、平成31年2月末にお送りします。

# 窓の結露対策について

冬になると、窓やサッシ周りにびっしりとつく結露ですが、カビやダニの発生によるアレルギーを引き起こしたり、家の腐食の原因になります。今回は冬の朝を憂鬱にする結露の対策方法をいくつか紹介します。

## 【結露の原因】

- ・室内と屋外の温度差
- ・室内の湿度が高いこと

できるだけ室内と屋外の温度差を少なくして、室内の湿度を下げれば結露の発生を抑えることができます。



## 【結露対策】

### 換 気

湿気を家の中から追い出すため、換気扇を回しましょう。特に料理中や入浴や室内干しをしている時には、必ず換気扇をつけるようにしてください。



### 除 湿

除湿機や除湿剤を使って、部屋の湿気を吸い取ります。押し入れなど狭いところは除湿剤を、部屋全体は除湿機を使うと良いでしょう。

### 断 熱

断熱シート（ホームセンター等で販売）を窓に貼ることで外の冷たい空気が入って来なくなり、結露を防げます。一般的な緩衝材（いわゆるプチプチ）でも代用することができます。

### 室 温

寒い冬は室温を上げすぎると結露の原因になります。温め過ぎには注意しましょう。

### 洗 剤 で 拭 き 上 げ る

食器用洗剤を 10 倍～20 倍の水で薄めた液で結露しやすい部分を拭き上げるという方法もあります。食器用洗剤には水をはじく成分が含まれていますので長続きはしませんが、定期的に拭き上げてみてください。

## 住宅敷地内は禁煙です



この10月に「世田谷区たばこルール」が策定され、たばこマナーが向上するまちづくりが進んできています

世田谷区内の道路や公園は指定喫煙場所を除き禁煙です。

区営住宅等においては、共用部は禁煙として、喫煙はお住まいの中でお願いいたします。専用として使用している部分であっても、各戸のベランダやバルコニーは禁煙とします。ご理解とご協力をお願いします。

## 保険の加入について

漏水事故を起こした場合に、保険に加入しておりませんと、階下に被害を与えた復旧費用(室内のリフォーム修繕費用)は自己負担となります。

保険は、火災保険の特約(セット加入)が可能です。保険の内容等については、様々な保険を取り扱っている『ほけんの窓口』にて無料で相談できますので保険に加入されていない方は、お問い合わせをしてみてください。

**ほけんの窓口 三軒茶屋キャロットタワー店**

**03-5779-9190**